

三沢市長 殿

令和6年度三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書

令和6年度三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第5条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名 (自署又は記名押印)		年 月 日	
住 所	〒	電話番号	
メールアドレス		申請区分	就業 ・ 就学

2 支援金の申請状況

同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)		ひとり親世帯 (該当する場合は○を付けてください)	
上記家族の人数のうち 18歳未満の者の人数		【就業の場合】 三沢市移住支援金の支給の有無 (該当する場合は○を付けてください)	

3 各種確認事項（該当する項目に○を付けてください）※

別紙「三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
次頁「青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して三沢市に居住し、かつ、就業又は就学する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
当市への転入前から18歳未満の者を養育しており、かつ、現在も養育しているか	A. 該当する	B. 該当しない
就業の場合	職種は事業対象資格に基づく業務であるか	A. 該当する B. 該当しない
	あおもりジョブ、公共職業安定所、青森県ナースバンク、青森県福祉人材センター、青森県保育士人材バンク等の職業紹介を経ているか	A. 経ている B. 経ていない
	就業先の医療機関及び福祉施設等の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係について	A. 3親等以内の親族に該当しない B. 3親等以内の親族に該当する
	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であるか	A. 新規の雇用である B. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更である
就学の場合	養育者の事業対象資格の有無について ※別途、新たに事業対象資格を取得しようとする場合は除く	A. 有していない B. 有している
	資格取得の目的が、県内の医療機関又は福祉施設に勤務するためであるか	A. 該当する B. 該当しない
	入学先が、保育士養成校、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設等、県内の医療・福祉職の養成機関か	A. 該当する B. 該当しない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒 -
-----	-----

5 青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び三沢市は、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び三沢市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び三沢市は、当該個人情報について、本事業の円滑な実施のため、申請年度以降も、他の都道府県、他の市区町村等に提供し、又は確認する場合があります。

様式第1号 別紙

三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金の支給要件及び居住状況等を確認するため、三沢市が住民基本台帳等の公簿等を閲覧することに同意します。
- 2 青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び三沢市から求められた場合には、それに応じます。

《就業の場合》

- 3 以下の場合には、令和6年度三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 全額の返還
 - ① 虚偽の申請等をした場合
 - ② 申請日から3年未満に三沢市から県外に転出した場合
 - ③ 申請日から3年未満に三沢市から県内の他市町村へ転出し、その後県外に転出した場合
 - ④ 申請日から1年未満に支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - ⑤ その他県知事及び市長が全額の返還が適当であると認めた場合
 - (2) 半額の返還
 - ① 申請日から3年以上5年以内に三沢市から県外に転出した場合
 - ② 申請日から3年以上5年以内に三沢市から県内の他市町村へ転出し、その後県外に転出した場合
 - ③ 申請日から1年以上3年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - ④ その他県知事及び市長が半額の返還が適当であると認めた場合
- 4 3に該当しないことを証明するため、支援金の交付を受けた年度の次の年度から5年間、毎年度3月31日における就業の状況について、その翌年度の5月31日までに以下の書類の提出により市長に対して報告します。

また、3に該当することとなった場合は、市長に速やかに報告します。

 - (1) 就業証明書（様式第2号を準用）

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。
 - (2) 現住所が分かる書類（住民票など）

《就学の場合》

- 6 以下の場合には、令和6年度三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額、半額又は4分の1に相当する額を返還します。
 - (1) 全額の返還
 - ① 虚偽の申請等をした場合
 - ② 申請日から3年未満に三沢市から県外に転出した場合

- ③ 申請日から3年未満に三沢市から県内の他市町村へ転出し、その後県外に転出した場合
 - ④ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合
 - ⑤ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合
 - ⑥ その他県知事及び市長が全額の返還が適当であると認めた場合
- (2) 半額の返還
- ① 申請日から3年以上5年以内に三沢市から県外に転出した場合
 - ② 申請日から3年以上5年以内に三沢市から県内の他市町村へ転出し、その後県外に転出した場合
 - ③ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合
 - ④ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - ⑤ その他県知事及び市長が半額の返還が適当であると認めた場合
- (3) 4分の1に相当する額の返還
- ① 支援金の要件を満たす養成機関を卒業してから1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - ② その他県知事及び市長が4分の1に相当する額の返還が適当であると認めた場合

7 6に該当しないことを証明するため、支援金の交付を受けた年度の次の年度から5年間、毎年度3月31日における就業の状況について、その翌年度の5月31日までに以下の書類の提出により市長に対して報告します。

また、6に該当することとなった場合は、市長に速やかに報告します。

(1) 在学証明書

※就業した場合は、就業証明書（様式第2号）を提出すること。

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

(2) 現住所が分かる書類（住民票など）